

山添村

令和8年度 水質検査計画

目 次

1. 水質検査計画について
2. 基本方針
3. 水道事業の概要
4. 水質の状況
5. 検査地点について
6. 水質検査項目及び検査頻度について
7. 臨時検査の実施
8. 水質検査方法について
9. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直しについて
10. 水質検査計画の公表について
11. 水質検査の精度と信頼性の確保について
12. 関係機関との連携について

1. 水質検査計画について

水道法施行規則第15条第6項では、水道事業者は、各施設における水道の水質に応じて、水質検査項目、検査地点及び検査頻度等を定めた水質検査計画を策定することとされています。

2. 基本方針

安心して信頼のできるおいしい水を供給するため、各施設の管理の適正を行い、適正な水質検査項目・検査頻度・採水場所の選定を行い、村民の皆様に安心・信頼のできる水道水を目指します。

3. 水道事業の概要

山添村簡易水道事業は、山添村大字室津の一部、松尾の一部、的野の一部、峰寺の一部、桐山の一部、北野の一部、春日の一部、大西の一部、菅生の一部、西波多の一部、遅瀬の一部、中峰山の一部、広代の一部、中之庄の一部、吉田の一部、広瀬の一部、鶴山の一部、片平の一部、葛尾の一部、三ヶ谷の一部、勝原の一部、岩屋の一部、毛原の一部、切幡の一部、伏拝の一部、助命の一部、箕輪の一部、大塩の一部、堂前の一部に給水しています。

給水状況及び各施設の概要は以下のとおりです。

(1) 給水状況（令和7年4月1日時点）

給水人口	2,851人
給水戸数	1,516戸
管路延長	118,846m
年間給水量	360,828m ³
一日平均給水量	988.6m ³ /日
処理能力	1,500m ³ /日
計画1日最大給水量	1,500m ³ /日

(2) 浄水施設の概要（令和7年4月1日現在）

	施設名	水源地	処理能力 (m ³ /日)	給水人口 (人)	処理方法
1	東山浄水場	深川（表流水）	246	471	緩速ろ過
2	春日浄水場	沢水表流水・地下水	123	191	急速ろ過
3	菅生浄水場	遅瀬川（伏流水）	62	148	緩速ろ過
4	西波多浄水場	遅瀬川（伏流水）	98	229	急速ろ過
5	遅瀬浄水場	遅瀬川（伏流水）	80	165	緩速ろ過
6	中峰山浄水場	梁瀬川（表流水）	51	108	緩速ろ過

7	広代浄水場	沢水表流水・地下水	47	95	急速ろ過
8	中之庄浄水場	地下水・沢水表流水	55	106	急速ろ過
9	広瀬浄水場	沢水表流水・地下水	82	103	急速ろ過
10	片平浄水場	地下水	36	94	急速ろ過
11	葛尾浄水場	地下水・沢水表流水	7	14	急速ろ過
12	三ヶ谷浄水場	遅瀬川(伏流水)・地下水・沢水表流水	60	125	急速ろ過
13	勝原浄水場	遅瀬川(伏流水)	61	136	急速ろ過
14	岩屋浄水場	笠間川(伏流水)・沢水表流水	102	211	緩速ろ過
15	毛原浄水場	沢水表流水	51	108	膜ろ過
16	切幡浄水場	遅瀬川(伏流水)・沢水表流水	130	126	急速ろ過
17	西部浄水場	深川(表流水)	140	258	急速ろ過
18	箕輪浄水場	堂前川(伏流水)	69	163	急速ろ過

4. 水質の状況

原水の水質は年間を通して良好で安定していますが、梅雨や台風などの降雨時に濁度や色度等の上昇が考えられることから、各施設にて適切な対応を行い、安全で良質な水道水を供給しています。

5. 検査地点について

(1) 給水栓

水道法に基づく定期的な水質検査は、各地区一カ所以上の給水栓で行います。

(2) 原水

水源の水質が浄水処理に影響を与えるため、各浄水場施設の原水について水質検査を行います。

6. 水質検査項目及び検査頻度について

(1) 給水栓

各施設の水質検査は別表のとおり行います。

① 毎日検査

色、濁り、残留塩素の3項目は職員による自己検査もしくは、集中監視システムで各浄水場の状況を役場で監視します。

毎日検査項目	色、濁り、残留塩素
--------	-----------

② 毎月検査

1ヶ月に1回、村内の給水栓において色・濁り・臭気・味・残留塩素・pH値の検査など9項目の水質検査を行います。また、かび臭原因物質であるジェオスミン、2-メチルイソボルネオール2項目を藻類の発生時期に追加し検査を行います。

毎月検査項目	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機炭素（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度
かび臭項目	ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール

③ 省略不可項目検査

おおよそ3ヶ月に1回検査を行います。

省略不可項目検査項目	シアン化合物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromohホルム、ホルムアルデヒド
------------	---

④ 項目指定検査

毎月検査項目及び省略不可項目を除く項目について、基準値の10%以下の場合は3年に1回以上、20%以下の場合は1年に1回以上検査回数を省略することができ、過去の水質検査の結果をもとに検査を行います。

項目指定検査項目	カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）及びペルフルオロオクタン酸、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム、マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類
----------	---

(2) 原水検査

原水の水質は、浄水処理に影響を与えるため、水質検査の項目52項目のうち、消毒副生成物等11項目及び味を除く40項目の検査を年に1回の頻度で行います。

7. 臨時検査の実施

水源から給水栓の間で、次のような問題が発生した場合は、臨時の水質検査を行います。

- 1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- 2) 水源の異常があったとき
- 3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器伝染病が流行しているとき
- 4) 浄水過程に異常があったとき
- 5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたとき
- 6) その他特に必要があると認められたとき

8. 水質検査方法について

水質検査項目及び水質管理目標設定項目については、奈良県広域水道企業団水質管理センターに検査を委託し行います。

9. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直しについて

水質基準は水道水において満たすべき要因であるため、検査結果の評価は検査ごとに行います。また、検査結果をもとに必要に応じて検査項目及び検査頻度等の見直しを行い、基準値を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保します。

10. 水質検査計画の公表について

水質検査計画については、毎年事業年度の開始前に役場ホームページで公表します。

11. 水質検査の精度と信頼性の確保について

奈良県広域水道企業団水質管理センターにおいて、水質検査の精度管理等を行うことにより信頼性の確保を図っています。

12. 関係機関との連携について

水源地等で水質汚染事故が発生した場合、奈良県広域水道企業団水質管理センター、奈良県郡山保健所、近隣市町村と情報交換をするとともに、連携して迅速に対応を講じます。

山添村簡易水道 水質検査予定 令和8年度

令和8年 4月1日

地区名	検査月 検査日	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			備考					
		7	21		13	19		9	16	23	7	21		12	18		8		15	6	20	27	4	10	17	8	15		5	12	19	3	16		9	16							
第2地区(春日・大西)	省手 AI				毎			毎	原		省手 AI			毎		毎			省か手 AI			毎			毎			浄			毎			毎									
第1地区(東山)	省手 PF・蒸				毎			毎		省手 PF・蒸				毎		毎			毎		浄			毎			毎		省手 PF・蒸			毎			毎						原水検査は西部と同じ		
第3地区(菅生)	省手 PF・硬・蒸				毎			毎	原		省手 PF			毎		毎			省か手 PF			毎			毎			省手 PF			毎			毎									
第12地区(三ヶ谷)	省手 PF・AI・蒸				毎			毎	原		省手 PF・AI・蒸			毎		毎			省か手 PF・AI			毎			毎			省手 PF・AI			毎			毎									
第7地区(広代)	省手 PF・AI・蒸				毎			毎	原		省手 AI			毎		毎			省か手 AI			毎			毎			省手 AI			毎			毎									
第16地区(切幡)	省手 PF・蒸				毎			毎		省手 PF				毎		毎			省か手 PF			毎			毎			省手 PF			毎			毎									
第15地区(毛原)	省手 蒸				毎			毎		省手 PF				毎		毎			省か手 省か			毎			毎			省			毎			毎									
地区(西部) 箕堂																																											
地区(西部) 助命								毎											省か手 PF・蒸																								
地区(西部) 伏拝	省手 PF・硬・蒸																																										
地区(西部) 大塩					毎																							省手 PF・蒸															
第19 ふるさとセンター専用水道	浄				毎			毎	原		浄			毎		毎			毎		浄			毎			毎	浄			毎												
第5地区(遅瀬)			毎			浄				毎		毎		省か手 蒸					毎		毎		原	省か手 蒸			毎			毎			省手 蒸										
第9地区(広瀬・鶴山)			毎		浄					毎		毎		省か手 F・AI・蒸					毎		毎		原	省か手 F・AI・蒸			毎		毎	原		省手 F・AI・蒸											
第14地区(岩屋)			毎			省手 PF				毎		毎		省か手 PF					毎		毎		原	省か手 PF			毎		毎	原		浄											
第6地区(中峰山)			毎			省手 F・硬・蒸				毎		毎		省か手 PF・蒸					毎		毎		原	省か手 蒸			毎		毎	原		省手 蒸											
第10地区(片平)			毎			省手 ヒ素・F・硬・蒸				毎		毎		省か手 ヒ素・F・硬・蒸					毎		毎		原	省か手 ヒ素・F・硬・蒸			毎		毎	原		省手 ヒ素・F・PE・硬・蒸											
第4地区(西波多)			毎			省				毎		毎		省か手 省か					毎		毎		原	省か手 PF			毎		毎	原		省											
第13地区(勝原)			毎			省手 PF・硬・蒸				毎		毎		省か手 PF					毎		毎		原	省か手 PF			毎		毎	原		省手 PE											
第8地区(中之庄・吉田)			毎			省手 AI・マ・硬・蒸				毎		毎		省か手 PF・AI・マ・硬・蒸					毎		毎		原	省か手 AI・マ・硬・蒸			毎		毎	原		省手 AI・マ・硬・蒸											
第11地区(葛尾)			毎			省手 F・ホ・AI・Na・マ・硬・蒸				毎		毎		省か手 F・ホ・AI・Na・マ・蒸					毎		毎		原	省か手 F・ホ・PF・AI・Na・マ・蒸			毎		毎	原		省手 F・ホ・AI・Na・マ・蒸											
合計	8 8 1	9	9	7 6 2	9	4 9 8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	7 9 9	4 9 9	9	4 9 9	9	9	9	9	7 6 2	9	4 9 9	8 7 1	9	9	9	9	9	9						

検査委託機関
 は奈良県広域水道企業団水質管理センター(桜井)に委託。再検査は桜井で。
 連絡先: 0744-47-8295
 水質異常や臨時検査は御所で。
 連絡先: 0745-67-2021

※ 手数料検査内訳

毎	毎月検査(10項目)	原	原水全項目(40項目)	浄	定期浄水全項目(50項目)
省	省略不可項目(21項目)	か	かび臭項目	手	手数料検査 ※1

AI: アルミニウム及びその化合物、F: フッ素及びその化合物、鉄: 鉄及びその化合物、Na: ナトリウム及びその化合物、マ: マンガン及びその化合物、蒸: 蒸発残留物、硬: (硬度)、ヒ素: ヒ素及びその化合物、ホ: ホウ素及びその化合物、PF: PFOS及びPFOA